

# 住友生命の 一時払終身保険

# ふるはーと Sアドバンス

予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）

健康状態に関する3つの告知項目<sup>(\*)</sup>に1つもあてはまらなければ15歳～90歳の方がお申し込みいただけます。<sup>(\*)</sup>裏面をご覧ください。

## 特徴

1

〈契約年齢15歳～85歳の場合〉ご契約当初20年間の死亡・高度障害保険金額は**円建てでご契約時に確定します**。

予定利率はご契約後20年ごとに再設定します。再設定後の予定利率は予定利率変動時保証利率を下回ることはありません。再設定後の予定利率が予定利率変動時保証利率を上回った場合、それ以後の死亡・高度障害保険金額は増加します。

⚠️ご契約後20年ごとの年単位の契約応当日における被保険者の年齢が106歳以上の場合、予定利率は再設定されません。このため、死亡・高度障害保険金額は増加しません。

〈契約年齢86歳～90歳の場合〉死亡・高度障害保険金額は**円建てで確定します**。

⚠️ご契約後に予定利率は再設定されず、ご契約時に適用された予定利率を一生涯適用します。このため、ご契約時に死亡・高度障害保険金額が確定します。

## 特徴

2

死亡・高度障害保険金は**ご契約当初から一時払保険料を上回ります**。

## 特徴

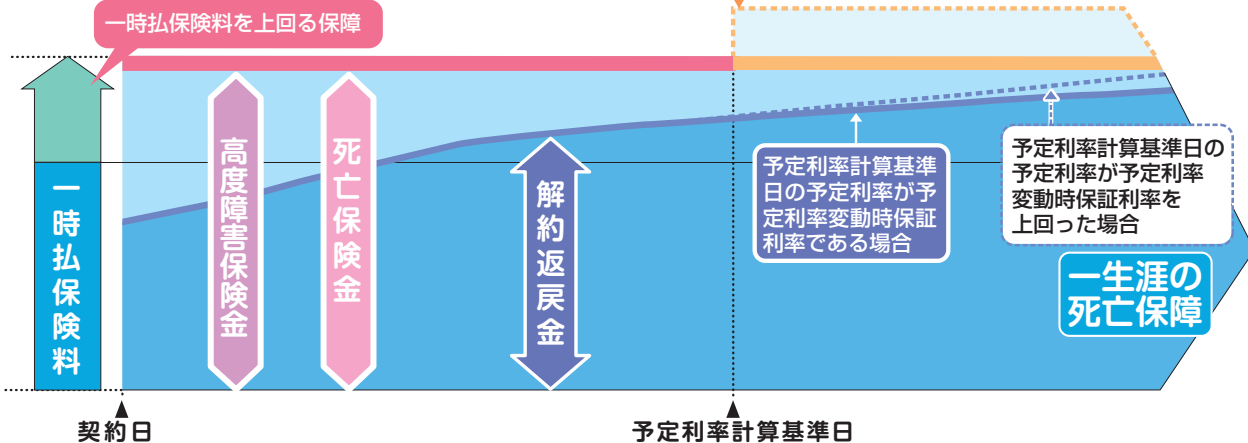
3

解約返戻金は死亡・高度障害保険金額を上限に**増加します**。

⚠️ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります（解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります）。

### 契約年齢15歳～85歳用のしくみ図（イメージ）

⚠️契約年齢86歳～90歳の場合、ご契約後に予定利率が再設定されないため、しくみ図（イメージ）が異なります。



契約日から20年後、以降20年ごとに予定利率を再設定します  
(年単位の契約応当日における被保険者の年齢が106歳以上の場合を除く)

### ご契約の諸基準

契約年齢範囲 <sup>(*)1</sup>	15歳～90歳			最高死亡保険金額 <sup>(*)3</sup> <sup>(*)4</sup>	契約年齢	15歳～19歳	20歳～90歳
予定利率	契約年齢	15歳～85歳	86歳～90歳		保険金額	5000万円	5億円
	予定利率の再設定	20年ごとに再設定 <sup>(*)2</sup>	ご契約時の予定利率を一生涯適用	告知書扱加入限度額 <sup>(*)3</sup>	上記の最高死亡保険金額の範囲内かつ{(保険金額) - (一時払保険料)}が下記の範囲内であることが必要です。		
保険期間	終身				契約年齢	15歳～39歳	40歳～90歳
取扱単位	保険金建て: 万円単位・保険料建て: 万円単位				(保険金額) - (一時払保険料)	1500万円	1200万円
最低一時払保険料	100万円			保険料払込方法	一時払いのみ		

(\*)1 契約年齢は契約日時時点の被保険者の満年齢で計算します。(\*)2 年単位の契約応当日における被保険者の年齢が106歳以上の場合、再設定されません。(\*)3 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。(\*)4 告知書扱加入限度額を超える場合は健診書等のご提出が必要です。

**⚠️ この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。**

商品の概要

3つの告知項目	<p>1.過去5年以内に、病気で継続して7日以上入院したことがある。</p> <p>2.過去5年以内に、がん(*)または肝硬変で「医師の診察・投薬・治療」のいずれかをうけたことがある。</p> <p>(*)がんには、上皮内がん、白血病、悪性リンパ腫、肉腫、悪性腫瘍、悪性新生物、骨髄異形成症候群、子宮頸部・膣部・外陰部の高度異形成、カルチノイド、悪性GIST(消化管間質腫瘍)、ポーエン病、パジェット病を含みます。</p> <p>3.現在までに、公的介護保険の要介護認定(要支援を含む)をうけたことがある。</p> <p>⚠️ 上記の告知項目に1つもあてはまらない場合でも、職業等によってはご契約いただけないことがあります。また、保険料・保険金額が告知書扱加入限度額を超えている場合は健診書等のご提出が必要です。</p>															
保障内容	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">死亡保険金</td> <td>お支払理由</td> <td>被保険者が死亡されたとき</td> </tr> <tr> <td>お支払金額</td> <td>死亡保険金額</td> </tr> <tr> <td>受取人</td> <td>死亡保険金受取人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高度障害保険金</td> <td>お支払理由</td> <td>被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により両眼の視力をまったく失った等、所定の高度障害状態になられたとき</td> </tr> <tr> <td>お支払金額</td> <td>死亡保険金額と同額</td> </tr> <tr> <td>受取人</td> <td>被保険者</td> </tr> </table> <p>●死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。</p> <p>●死亡保険金などのお支払いについて、受取人の故意によるものや、責任開始日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。</p>	死亡保険金	お支払理由	被保険者が死亡されたとき	お支払金額	死亡保険金額	受取人	死亡保険金受取人	高度障害保険金	お支払理由	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により両眼の視力をまったく失った等、所定の高度障害状態になられたとき	お支払金額	死亡保険金額と同額	受取人	被保険者	
死亡保険金	お支払理由		被保険者が死亡されたとき													
	お支払金額		死亡保険金額													
	受取人	死亡保険金受取人														
高度障害保険金	お支払理由	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により両眼の視力をまったく失った等、所定の高度障害状態になられたとき														
	お支払金額	死亡保険金額と同額														
	受取人	被保険者														
主な付加できる特約	<table border="1"> <tr> <td>年金支払移行特約</td> <td>将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。</td> </tr> <tr> <td>指定代理請求特約</td> <td>被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない住友生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。</td> </tr> </table>	年金支払移行特約	将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。	指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない住友生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。											
年金支払移行特約	将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。															
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない住友生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。															
返戻金	<p>●ご契約が解約された場合などにご契約者に払い戻されるお金のことをいい、<b>ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。</b></p>															
配当金	<p>●5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします<b>(資産の運用実績によってはお支払いできない場合もあります)。</b></p>															

この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

- ご契約時の予定利率について
  - 金利情勢に応じて被保険者の年齢別(75歳以下、76歳以上)に毎月1日に設定し、月末まで適用されます。
  - したがって、お申込み月の月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率はお申込み時の予定利率と変わることがあります。
  - お申込みから保険料のお払込みと告知をいただくまでに年齢が75歳から76歳に変わる場合は、76歳以上の予定利率が適用されます。

⚠️ 適用される予定利率が変わる場合、死亡・高度障害保険金額、解約返戻金額等も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

- お申込みから保険料のお払込みと告知をいただくまでに年齢が85歳から86歳に変わる場合
  - ご契約後に予定利率は再設定されず、ご契約時に適用された予定利率を一生適用します。

その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額等が削減されることがあり、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回ることがあります。

⚠️ ご検討にあたっては、「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり一定款・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご覧ください。詳しくは、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
 電話(06)6937-1435(大代表)  
 東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24  
 電話(03)5550-1100(大代表)  
 (ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命